



社保税法案審議修正協議入り



社会保障・税一体改革特別委員会にて (5.17)

社会保障と税の一体改革関連法案は、特別委員会での審議がほぼ連日の審議が行われています。

5月17日には細川律夫代議士も質疑に立ち、社会保障と税の一体改革の必要性、子ども子育て、年金、医療・介護などの主な論点を、総理、副総理、厚労大臣らにいただきました。

そして、民自公幹事長会談の結果、3党の修正協議が行われることになり、細川代議士は社会保障関連の法案について、民主党の協議担当者に指名され、8日から協議が始まりました。3党間では6月15日には合意を得て、通常国会の会期末である6月21日の採決を目指す、としており、大変忙しい日程のなか、協議を進めなければなりません。

死因究明2法案参議院へ

細川律夫代議士が野党時代から取り組んできた死因究明制度の改革のための2法案は、5月18日、衆議院内閣委員会で委員長提案を決め、衆議院本会議で可決され、参議院に送られています。法案は、自公が

以前から提出していた法案を修正した死因究明等推進法案、警察庁が準備した原案を手直した死因・身元調査法案の2つで、いずれも民自公3党協議で了解を得たものです。



衆議院内閣委員会で法案起草者として説明する
細川律夫代議士 (5.18)

死因究明等推進法は、死因究明・身元確認の基本理念を定め、基本方針のなかで重点施策を列記し、2年以内に推進計画を定め、施策を実施するよう規定する理念法。もう1つの死因・身元調査法は、警察取扱死体のうち、犯罪ではないとされた死体について、警察が死因調査、身元調査等を実施することを規定するもので、法医の意見を聴き、遺族の承諾なしに解剖を行えることなどを定めています。これによって、犯罪の見逃しの防止、公衆衛生の向上などを図るものです。

新しい解剖制度を作っても、解剖医が不足している現状では一挙に問題が解決することにはなりません。法医などの人材育成が急がれます。そのためには、警察にとどまらず、他省の財政的支援が不可欠です。

補助犬法成立 10 周年シンポ

5月22日、身体障害者補助犬議連の主催で、補助犬法成立10周年を記念し、議員会内でシンポジウムが開催され、補助犬を伴った使用者の方々など、約160名が参加しました。

細川代議士は会長として冒頭挨拶し、補助犬法の意義とともに、いまだに同伴拒否などの事例があり、課題も大きいことを指摘しました。

会の後、官邸を訪れ、野田総理、藤村官房長官らに補助犬の普及・啓発などを要請しました。



首相官邸にて 左から細川議連会長、松元さんと聴導犬美音（みお）、木村さんと介助犬シンシア、清水さんと盲導犬ティップ、野田総理、藤村官房長官（5.22）

市民活動支援センター竣工式

5月24日、越谷市市民活動支援センターの竣工式が行われ、細川代議士も出席しました。これは、越谷駅東口再開発事業で建てられた「越谷ツインシティBシティ」に開設されたもので、市民活動を広め、発展させるための拠点施設となる予定です。



テープカットをする細川代議士、高橋市長ら（5.24）

国会見学ツアー開催中

細川律夫事務所では、常時地域を限定しながら国会見学などのツアーを実施し、1回約20名の皆さんを国会にお招きして、国会議事堂の中や2年前に新しくなった議員会館などをご案内し、機会に恵まれば衆議院本会議や委員会の傍聴もしています。

草加市を一巡した後、現在は越谷市で募集をしております。詳細は南越谷事務所までお問合せください。



民主党の代議士会を開催する衆議院内の第14控室で大袋地区の皆様と記念撮影（5.30）



建設埼玉川口地本の皆様（6.01/議員会館会議室）

